今帰仁村子ども・子育て支援事業計画

**第１回 今帰仁村子ども・子育て会議 資料**

**～目次～**

**１．計画策定の背景・目的　- - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - 　p１**

**２．計画策定の体制及びスケジュール　- - - - - - - - - - - - - - - - - - -　p７**

**３．「今帰仁村の子育てをめぐる現状」及び　- - - - - - - - - - - - - - - 　別冊参照**

**「子ども・子育てに関するニーズ調査結果」**

**４．今帰仁村後期次世代育成支援行動計画の施策点検結果の概要　- - - - - - - -　p９**

**平成26年８月27日　今帰仁村福祉保健課**

平成26年８月27日　今帰仁村福祉保健課

平成26年８月27日　今帰仁村福祉保健課

|  |  |
| --- | --- |
|  | **１．計画策定の背景・目的** |

　沖縄県を含め全国的に、世帯規模の縮小や女性の社会進出等が進み、国民の生活価値観が多様化する一方、地域社会の共同体的システムが弱体化していくなど、「子ども達が生まれ育つ家庭環境や地域社会の環境」が大きな変化をとげてきた。加えて、出生率の低下による少子化がもたらす社会構造（人口構成）のアンバランスな状況は、社会の安定的な発展を阻む要因として問題視されている。

国においては、子ども達の健やかな成長を社会ぐるみで支援するため、「エンゼルプラン」等の少子化対策を次々と打ち出しており、平成15年７月には、「次世代育成支援対策推進法」が成立し、地方公共団体等による次世代育成支援行動計画の策定が義務づけられた。

平成19年度には「新待機児童ゼロ作戦（～希望するすべての人々が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して～）」が示され、“働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク･ライフ･バランス）”、“「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築”を車の両輪として進めていくこととした。

こうした対策が一定の成果をあげる一方で、待機児童の解消、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供、地域の子育て支援の充実等の課題が改めて確認され、平成22年1月に子ども・子育て支援の総合的な対策である「子ども・子育てビジョン」が策定された。同ビジョンでは、子どもが主人公（チルドレンファースト）であると位置付け、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ考え方を転換し、社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指すとした。同ビジョンに基づき、新たな子ども・子育て支援のための制度である「子ども・子育て新システムの基本制度」についての検討がなされ、それを基本とした「子ども・子育て支援法」等関連３法が平成24年８月に成立した。これにより、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を総合的に推進することとなり、市町村においては、子育て等支援策を定めた子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられた。

今帰仁村では平成16年度、21年度に、次代を担う子どもとすべての子育て家庭の支援策として「今帰仁村次世代育成支援行動計画」を策定し、この間、保育所の定員増、地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）、ファミリーサポートセンターの確保、放課後児童健全育成事業等、待機児童の解消をはじめ多様な保育ニーズへの対応に向けた取り組みを進めてきた。しかしなお、待機児童の解消、延長保育、幼稚園の午後の預かり等各種教育・保育サービスのニーズが一定程度みられることから、その対応策を検討していく必要がある。

そうした中、「今帰仁村後期次世代育成支援行動計画」が平成26年度で期間満了となり、新たな計画として「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」の策定が必要となっている。したがって、本村における保育サービス等の現状の把握を行うとともに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を把握するためのニーズ調査を実施し、現状やニーズ調査等を踏まえた「量の見込み」を算定し、将来の教育・保育等の確保対策を検討する。さらに、これまでの本村の子育て支援対策を点検し、先のニーズ調査等も踏まえ、子育て支援対策の課題を整理し、課題解決に向けた新たな計画となる「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」の策定を行うものである。こうした中で、平成25年度は、保育サービス等の現状把握、ニーズ調査、ニーズ調査等を踏まえた「教育・保育の量の見込み」の算定及び確保対策の検討を行うものである。

（参考資料：次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援法の比較）

＜次世代育成支援対策推進法＞

○法の基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、**家庭その他の場において、子育ての意義についての理解**が深められ、かつ、**子育てに伴う喜び**が実感されるように配慮して行われなければならない。

○計画策定指針

　①地域における子育て支援

　②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

　③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

　④子育てを支援する生活環境の整備

　⑤職業生活と家庭生活との両立

　⑥子ども等の安全の確保

　⑦要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

家族や親が子育てを担う　　　　　　　社会全体で子育てを支える

（子どもが主人公（ﾁﾙﾄﾞﾚﾝ・ﾌｧｰｽﾄ）、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ　等）

＜子ども・子育て支援法＞

○法の基本理念

１　子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の**社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力**して行われなければならない。

２ 　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、**全ての子どもが健やかに成長するように支援する**ものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

３ 　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、**地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供**されるよう配慮して行われなければならない。

○目指すべき社会への政策４本柱

　①子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

　②妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

　③多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

　④男性も女性も仕事と生活が調和する

　　社会へ

〈子ども・子育て支援新制度の概要〉

**「子ども・子育て支援新制度」**とは

平成24年８月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題に対応するために、「子ども・子育て支援法」が成立しました。

この法律と関連する法律に基づき、平成27年度より「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定となっています。この新制度の実施にあたり、消費税の引き上げによる増収分の一部等が財源として充てられることになっています。

〇自公民３党合意を踏まえ、**子ども・子育て関連３法**が成立（平成24年８月）。幼児教育・保育・地域の**子ども・子育て支援を総合的に推進**。

〇 **消費税の引き上げにより確保する０．７兆円程度**を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の**質・量の拡充を図る**。

〇 **新制度は平成２７年４月の本格施行を予定**。市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。

**「子ども・子育て関連３法」**とは

「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」　　・５５の関係法律について規定を整備

「認定こども園法の一部改正法」

　・幼保連携型認定こども園以外のこども園の充実

　・幼保連携型認定こども園の認可　　　　　　　　・指導監修等の一本化

「子ども・子育て支援法」

・施設型給付、地域型保育給付の創設　・地域の子ども・子育て支援の充実

**子育てをめぐる現状や課題**

**○全国的な人口減少社会、急速な少子化**

・これまで人口が増加してきた沖縄県でも、出生数の減少と死亡数の増加が進んでおり、このままでは人口減少に転じることが見込まれています。

**○人口減少や少子化の背景として、結婚・出産・子育ての希望が思うようにかなわない現状**

・独身男女の約９割が結婚意思を持っており、希望子ども数も２人以上。

・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。

**○子育ての孤立感と負担感の増加　　　　　　○質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性**

**○子ども・子育て支援が質・量ともに不足　　○深刻な待機児童問題**

**○子育て支援の制度・財源の縦割り　　　　　○Ｍ字カーブ（３０歳代で低い女性の労働力率）**

**○地域の実情に応じた提供対策が不十分**

**取組みについて（子ども・子育て支援新制度の柱）**

**①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供**

⇒・「認定こども園」制度の改善

　　　「認定こども園」は、幼児期の学校教育や保育などを総合的に提供する施設。従来の認定こども園制度は、幼稚園・保育所、それぞれの認可が必要であった。財政的にも幼稚園部分と保育所部分の運営費を別々に受ける手続きを経なければならないことなど煩雑な手続き等が指摘されていた。新制度で国は、設置手続きの簡素化、認可・監督指導の一本化、財政支援の充実・強化などを実施。

**②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善**

⇒・施設型給付、地域型保育給付の創設

　地域のニーズを踏まえて、市町村は幼稚園や保育所などの施設や小規模保育、家庭的保育などの地域型保育を計画的に整備。　⇒待機児童の解消、保育機能の充実確保

③地域の子ども・子育て支援の充実

⇒・地域子ども・子育て支援事業の充実

親子が交流できる拠点や放課後児童クラブなどの充実など、すべての家庭を対象として地域のニーズに応じた多様な子育て支援を推進。

　　13事業―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○利用者支援事業　　　　　　　　　　　　　　　○ファミリー・サポート・センター事業

○地域子育て支援拠点事業　　　　　　　　　　　○一時預かり事業

○妊婦健診　　　　　　　　　　　　　　　　　　○延長保育事業

○乳児家庭全戸訪問事業　　　　　　　　　　　　○病児・病後児保育事業

○養育支援訪問事業　　　　　　　　　　　　　　○放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

○子育て短期支援事業　　　　　　　　　　　　　○実費徴収に係る補足給付を行う事業

○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業



施設型給付を受けない私立幼稚園については、私学助成が継続される予定

**満３歳未満の子どもを持つ家庭**

**満３歳以上の子どもを持つ家庭**

**子どもや子育て家庭の状況に応じた支援の提供（イメージ）**

（保育の必要な事由に該当し、）

保育所等での保育を希望される場合

利用先 ―――――――

・保育所

・認定こども園

・地域型保育

保育を利用せず家庭で子育て

利用先 ―――

・子育て支援を利用

（保育の必要な事由に該当し、）

保育所等での保育を希望される場合

利用先 ―――――――

・保育所

・認定こども園

教育を希望される場合

利用先 ――――

・幼稚園

・認定こども園



**今帰仁村子ども・子育て支援事業計画の策定**

○市町村は、国の定める基本指針に即して「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定。（子ども・子育て支援法第61条）

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需要計画。

○地域における子ども・子育てに係るニーズ調査・把握

○計画期間は５年間（平成27年～31年度）　　　※５年ごとに計画を策定

今帰仁村子ども・子育て支援協議会の設置

・事業計画の策定にあたり、子育て当事者の意見を反映させるたに、

保護者や子育て支援事業に携わる方々の参画する仕組み



**＜必須記載事項＞**

・**教育・保育提供区域**の設定

　・幼児期の学校教育・保育の**量**の見込**み**、**提供体制の確保の内容**、**その実施時期**

　・地域子ども・子育て支援事業の**需要量の見込み**、**提供体制の確保の内容**、**実施時期**

　・幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する提供体制の確保の内容

**＜任意記載事項＞**

　・産休、育休明けの特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保について

　・子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

　・労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

|  |  |
| --- | --- |
|  | **２．計画策定の体制及びスケジュール** |

（１）計画策定の体制

**今帰仁村子ども子育て会議**

参加

提案

助言等

【事務局】

【行政内関連部局】

報告

福祉保健課

今帰仁村立保育所・

幼稚園の今後のあり方

検討委員会作業部会

指示

調整

コンサルタント

資料作成依頼

ヒアリングの実施等

就学前児童

の保護者

各担当部署

資料提供

ニーズ調査

の実施

＜今帰仁村子ども子育て会議　委員＞

|  |  |
| --- | --- |
| 名城　　健二 | 沖縄大学准教授 |
| 大城　　清紀 | 今帰仁村副村長 |
| 島袋　　誠 | 今帰仁村幼稚園保護者代表 |
| 仲原　 雅宏 | 今帰仁村保育所保護者代表 |
| 座間味　邦昭 | 今帰仁村学童代表 |
| 糸洲　　智子 | 北山保育園長 |
| 伊波　　一男 | 今帰仁村校長会代表 |
| 田港　　朝津 | 今帰仁村学校教育課長 |
| 島袋　　るみ子 | 今帰仁村幼稚園代表 |
| 與那嶺　成江 | 今帰仁村保育所長会代表 |
| 運天　　亜矢子 | 今帰仁村母子保健推進委員代表 |
| 伊禮　　正昭 | 今帰仁村主任民生児童委員 |
| 重畠　　泰代 | 今帰仁村教育委員 |
| 玉城　　イチ子 | 今帰仁村教育委員 |
| 新城　　敦 | 今帰仁村教育長 |

＜今帰仁村立保育所・幼稚園の今後のあり方検討委員会作業部会　委員＞

|  |  |
| --- | --- |
| 大城　　清紀 | 今帰仁村副村長 |
| 新城　　敦 | 今帰仁村教育長 |
| 田港　　朝津 | 今帰仁村学校教育課長 |
| 玉城　武利 | 今帰仁村学校教育指導主事 |
| 澤岻　亜有子 | 今帰仁村学校教育係 |
| 上原　美香 | 兼次幼稚園教諭 |
| 内間　理世 | 今帰仁幼稚園教諭 |
| 島袋　るみ子 | 天底幼稚園教諭 |
| 神谷　寛子 | 天底幼稚園教諭 |
| 島袋　千賀子 | 今帰仁保育所長 |
| 與那嶺　みち子 | 仲尾次保育所長 |
| 山城　加津子 | 中央保育所長 |
| 與那嶺　成江 | 仲宗根保育所長 |
| 宮里　晃 | 今帰仁村福祉保健課長 |
| 大城　幸恵 | 今帰仁村児童母子係 |

（２）計画策定のスケジュール

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日　程  項　目 | 平成26年度 | | | | | | | | | | |
| 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12  月 | １  月 | ２月 | ３月 |
| **(１)見込量及び確保方策の検討** |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **(2)計画課題の整理** |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1.村後期次世代育成支援行動計画の点検・評価 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２.上位・関連計画の整理 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３.村の子ども・子育て施策等の課題整理 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **(3)計画策定** |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1.計画の理念と基本目標等の設定 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2.具体的な取組みの検討  （個別施策） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3. 計画書のとりまとめ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 村子ども・子育て会議 |  |  |  | ○ | ○ |  | ○ |  | ○ |  |  |
| 村立保育所・幼稚園の今後のあり方検討委員会 |  | 適宜開催 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | **４．今帰仁村後期次世代育成支援行動計画の施策点検結果の概要** |

　現計画「今帰仁村後期次世代育成支援行動計画」の施策の柱に沿って、本村における子育て支援に関わる施策の現状及び課題の概要を以下に整理する。

「今帰仁村後期次世代育成支援行動計画」の施策体系　――――――――――――――――

基本目標　　　　　　　　　　　　　　　　　　基本施策

|  |  |
| --- | --- |
| **第１節**  地域における子育ての支援及び職業と家庭生活の両立の推進 | １．地域における子育て支援サービスの充実  ２．保育サービスの充実  ３．子育て支援のネットワークづくり  ４．児童の健全育成  ５．男性を含めた多様な働き方の実現  ６．仕事と子育ての両立の推進 |

|  |  |
| --- | --- |
| **第２節**  母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 | １．子どもや母親の健康の確保  （母子保健計画に基づく各種事業）  ２．「食育」の推進  ３．思春期保健対策の充実  ４．小児医療の充実 |

|  |  |
| --- | --- |
| **第３節**  子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 | １．次世代の親の育成  ２．学校における教育環境等の整備  ３．家庭や地域の教育力の向上  ４．子どもを取り巻く有害環境対策の推進 |

|  |  |
| --- | --- |
| **第４節**  子育てを支援する生活環境の整備及び子ども等の安全の確保 | １．良質な住宅の確保  ２．安心して外出できる環境の整備  ３．安全で安心な地域づくりの推進  ４．子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 |

|  |  |
| --- | --- |
| **第５節**  要保護児童へのきめ細やかな取組みの推進 | １．児童虐待防止対策の推進  ２．母子家庭等の自立支援の推進  ３．障がい児対策の充実 |

|  |  |
| --- | --- |
| **第６節**  今後の課題と展望 | 子どもの産み育てやすい地域環境の創造をめざして |

　第１節　地域における子育ての支援及び職業と家庭生活の両立の推進

【つどいの広場事業】

子育て中の親子のつどいの場として、平成22年度より今帰仁保育所内に「今帰仁村子育て支援センターじんじん」を開設している。家庭内保育の０～１歳児とその保護者の利用が多く、交流等を通して乳幼児をもつ保護者の精神的な負担軽減や子育て相談機会の提供の場となっている。開設当初より年々利用者数が増加傾向にあり、平成24年度においては開設初年度の平成22年度より1,229人多い3,223人となっている。子育て支援センターの周知が一定程度進んだと思われる。

【ピアママ教室事業】

乳幼児の保護者や妊婦を対象に子育て講座等を開催する「ピアママ教室事業」については、１回開催あたりの延参加人数がいずれの年度（平成22～26年度）においても目標値を上回り、参加者が多くなっている。その一方で本事業を含む母子保健事業全体を担う職員は２人体制となっており、目標値である年間４回の開催が難しくなっている。そのような中、平成23年度からは年間開催回数を４回から２回へ縮小している。本事業は参加者が多くニーズの高さがうかがえることから、年間２回程度の開催を目標としつつ継続的に実施していく必要がある。

【母子保健推進員活動の推進】

母子保健推進員については、乳幼児健診受診勧奨のための個別訪問やその他の母子保健事業への参加等、地域と行政を繋ぐパイプ役を担う活動を行っている。母子保健推進員の多くは就労しながら活動を行っているため、活動にさける時間が少ない方が多く活動が縮小傾向にある。平成26年７月現在、母子保健推進員は２地域（今泊区１人欠員、呉我山区１人欠員）で欠員が出ており、欠員や退任に伴う新たな人材確保が課題となっている。また、乳幼児健診未受診者への個別訪問は保健師等が行っているが、地域をよく知る母子保健推進員に加わって頂いた方がよりスムーズなアプローチができるため、平成26年度より個別訪問への同行等の協力依頼を行っている。地域によっては取り組みが始まりつつあり、今後その取り組みを波及させていく必要がある。また、子育て支援への個別訪問についても同様に、母子保健推進員の協力が必要な状況となっていることから実施方法を検討していく必要がある。

【通常保育事業】

通常保育事業については、待機児童解消のため平成22年度に今帰仁保育所の移転新築、平成24年度に仲宗根保育所の増築、平成26年度に村内全保育所の定員の弾力化により受け入れ増に取り組んだ。平成22～26年度の５カ年間で、計65人の受け入れ枠拡充が可能となった。平成26年７月時点の待機児童は、計19名（０歳児15人、１歳児０人、２歳児１人、３歳児１人、４歳児１人）となっており、定員の弾力化や園舎増築等による受け入れには限界があることから、新規保育所の整備を検討していく必要がある。

【一時預かり事業 ／ 延長保育事業】

一時預かり事業及び延長保育事業について、本村では未実施となっており、後期行動計画において平成25年度より一時預かり事業、平成26年度より延長保育事業を実施する目標を掲げていたが、保育士が確保できず事業自体が未実施のままとなっている。そのため、保育士の確保が重要課題となっている。一時預かり事業及び延長保育事業については一定のニーズがあることから事業実施に向けて取り組む必要がある。

【放課後児童健全育成事業】

放課後児童健全育成事業については、後期行動計画で平成26年度の実施を目標としていたが、平成24年度に村内学童ネットワークが立ち上がり、平成25年度には本事業を実施することができ、目標年度よりも早く目標値達成している。平成25年度については、村内４学童中、希望のある３学童への補助金交付を行った。補助金の交付により経営の安定化と保護者への負担減を図っている。また、平成26年度には村内学童ネットワークの取り組みにより、保育料の低料金化及び統一化の見直しが行われ、利用対象者数が増加している。引き続き、保護者の利用負担軽減に取り組む必要がある。更に、各学童の安定した運営を支援するため、補助金の使用内容等を確認し適宜アドバイスを行う等の支援を進めていく必要がある。

【地域子ども教室推進事業】

地域子ども教室推進事業については、特定非営利活動法人ナスクへの委託により、「SCなきじん（水泳教室）」や「フットサル教室」、「スポーツチャレンジ教室」等の各種スポーツ教室を実施している。小学校で部活動をしていない児童の参加が多く、放課後の子どもの健全育成及び心身機能の向上、居場所づくりに繋がっている。一方で各種スポーツ教室における参加者数が少ないため、学校と連携した周知や子どものニーズに対応した内容の充実を図る必要がある。

【施策の進捗状況】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施策名 | | 進捗状況※ |
| １.地域における子育て支援サービスの充実 | (１)つどいの広場事業 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| (２)ピアママ教室事業 | １ ２ ③ ４ ５ ６ |
| (３)ブックスタート事業 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| (４)母子保健推進員活動の推進 | １ ２ ③ ４ ５ ６ |
| ２.保育サービスの充実 | (１)通常保育事業 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| (２)一時預かり事業 | １ ２ ３ ④ ５ ６ |
| (３)延長保育事業 | １ ２ ３ ④ ５ ６ |
| ３.子育て支援のネットワークづくり | (１)子育て支援関係者意見交換会 | １ ２ ３ ④ ５ ６ |
| (２)子育てハンドブックの作成 | １ ２ ３ ④ ５ ６ |
| ４.児童の健全育成 | (１)放課後児童健全育成事業 | ① ２ ３ ４ ５ ６ |
| (２)地域子ども教室推進事業 | １ ２ ③ ４ ５ ６ |
| ５.男性を含めた多様な働き方の実現 | (１)広報・啓発・情報提供の推進 | １ ２ ３ ４ ⑤ ６ |
| ６.仕事と子育ての両立の推進 | (１)保育サービスの充実 | １ ２ ③ ４ ５ ６ |
| (２)児童の健全育成事業 | １ ２ ３ ４ ⑤ ６ |

※ 進捗状況： ①予想以上に成果があった　　　　　　　　　　　　②計画通りに進んでいる

③取り組んだが、計画通りにすすんでいない部分もある　 ④取り組むことができなかった

⑤該当する事業がない　　　　　　　　　　　　　　⑥評価できない（実施したばかり等）

　第２節　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

【母子健康相談事業】

母子健康相談事業については、毎週月曜日の来所相談、電話による相談に対応している。平成24年度には、保健師1人を増員したことにより対応体制が整備され、相談件数が増加している。電話相談や隣近所からの通報により、訪問して相談対応するケースや相談から適宜継続支援に繋げるなど、育児不安の軽減等を図る取り組みができた。一方で、保健センターに母子担当保健師（1人）がいない場合は相談に対応できない状況があり、職員体制の改善等が必要となっている。今後は更に、気軽に相談できる仕組みづくりとしてメール相談対応等を検討していく必要がある。

【乳幼児健康診査事業 ／ 幼児歯科健診事業】

乳幼児健康診査事業や幼児歯科健診事業の健診事業を計画的に実施しているが、両健診ともに受診率の低迷が課題となっている。乳児健診については実施回数が少ないため、健診後の個別フォローの充実や子どもの体調不良等による未受診者のための健診回数等の増加が必要となっている。両健診ともに保護者の意識啓発を図り受診率向上を目指すため、効果的な周知に取り組む必要がある。

【新生児訪問事業】

新生児訪問事業については、毎年度、新生児の全戸訪問を行っており、保健師や助産師（委託）、看護師等の専門職の対応により質の高い支援を実施することができた。里帰り出産など訪問が困難な場合は、乳児訪問に切り替えて訪問するなど柔軟できめの細かい支援に努めている。また、沖縄本島北部地域は助産外来の利用が難しい環境となっており、助産師による訪問活動を継続していくために、引き続き、助産師の確保を図っていく必要がある。

【予防接種事業】

予防接種事業については、平成25年度より、定期予防接種にビブ、肺炎球菌ワクチンが加わり、これまでの定期予防接種（ポリオ、ＭＲ、ＤＰＴ、ＤＴ、日本脳炎）と併せて実施している。この間、接種率は40～80％程度に止まっており、目標値に達していない。定期接種の増加により接種スケジュールの管理が難しく、保護者が混乱している状況もみられるため、接種スケジュールの周知徹底が課題となっている。今後は、接種開始の生後２ヶ月までに接種スケジュールの説明を徹底し、その後の予防接種の管理を支援するなど、保護者の意識啓発を図っていく必要がある。

【学校教育と連携した思春期保健対策】

学校教育における思春期保健指導については、性教育や薬物乱用防止教育等に取り組んでいる。禁煙教育については、生徒指導（生活指導）的な面と保健指導（健康な身体づくり）的な面で十分に連携が取れていない状況もみられ、連携を図りながら継続的に指導していく必要がある。また、心の相談員による巡回相談やスクールカウンセラーによる訪問相談等により適宜相談に対応している。村教育委員会相談室には教育相談員を配置し、学校（教職員）や不登校児の保護者からの相談にも対応しており、引き続き連携を図りながら相談に対応していく必要がある。

【施策の進捗状況】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施策名 | | 進捗状況 |
| １.子どもや母親の健康の確保  (母子保健計画に基づく各種事業) | (１)母子健康相談事業 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| (２)乳幼児健康診査事業 | １ ２ ③ ４ ５ ６ |
| (３)幼児歯科健診事業 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| (４)新生児訪問事業 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| (５)予防接種事業 | １ ２ ③ ４ ５ ６ |
| ２.「食育」の推進 | (１)離乳食実習事業 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| ３.思春期保健対策の充実 | (１)学校教育と連携した思春期保健対策 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| ４.小児医療の充実 | (１)乳幼児医療費助成事業（こども医療費助成事業） | １ ② ３ ４ ５ ６ |

※ 進捗状況： ①予想以上に成果があった　　　　　　　　　　　　②計画通りに進んでいる

③取り組んだが、計画通りにすすんでいない部分もある　 ④取り組むことができなかった

⑤該当する事業がない　　　　　　　　　　　　　　⑥評価できない（実施したばかり等）

　第３節　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【きめ細やかな学習指導の充実】

きめ細やかな学習指導の充実を図るため、平成24年度までは各小中学校に支援員（１人若しくは複数人）を配置し、主要科目の学習支援を行ってきた。平成25年度からは一括交付金を活用し、学習支援員を各小学校に1人配置し、算数等の授業の学習支援を行っている。更に平成25年度からは放課後の補習教室に取り組んでおり、教員を中心に学習支援員や名桜大学の学習支援ボランティア（学生）の協力を得ながら各小学校（1教室、1回／週）で個別学習指導が行われている。補習教室は、児童の放課後の居場所としての役割も果たしている。こうした取り組みにより、全国学力・学習状況調査において、全国の平均正答率との差が縮小している。さらに効果をあげ、全国平均を上回れるよう、個別指導を充実させるなどきめの細かな指導を継続していく必要がある。

【道徳教育の充実 ／ 豊かな心を育むネットワークづくり】

子ども達の豊かな心を育むため、道徳教育や福祉教育に取り組んでいる。毎年度、各小中学校では、総合的な学習の時間等を通して車いす体験や福祉施設訪問による交流等を行うことで、思いやりの心や豊かな心を醸成している。また、今帰仁村の姉妹都市である酒田市小学生との相互交流や東ティモールの児童を招いての国際交流（平成24年度より）等の交流を通した豊かな心の育成にも取り組んでいる。今後も道徳教育や福祉教育の内容充実を図りながら継続的に取り組む必要がある。

【健康教育の推進】

健康教育として、保健の学習や保健行事（身体測定等）等を通して健康学習を行っている。また、小学校では「早寝早起き朝ごはん」運動を展開し、担任の教師が児童を観察しながら適宜、指導等を行っている。歯の健康管理については、歯科検診時の歯磨き指導や夏休み前の虫歯治療カードの配布等を行っているが、むし歯の保有率が高く保護者への啓発も含めた取り組みを継続的に実施していく必要がある。食育については、平成23年度より全小中学校で「子どもがつくる弁当の日」（２回／年）を設定し、この間、食に対する関心が高まり給食の残量が少なくなるなどの効果がみられた。今後とも、学校現場における健康教育の充実を継続的に取り組む必要がある。

【青少年健全育成活動の推進】

青少年健全育成活動として、青少年健全育成協議会活動では親子ふれあい自然体験学習や子ども会を含めた親子野球大会、プロ野球選手を招いての野球教室、台湾とのサッカー交流試合等の各種取り組みを行っている。また、夏休みにはリトミック教室や民踊教室など、活発な取り組みが行われている。今後も青少年健全育成の活動を推進していく必要がある。

【子ども会活動の推進】

村内各字に子ども会があり、平成26年度現在、呉我山、古宇利を除く計17字で子ども会活動が行われている。また、村子連がジュニアリーダーを育成するため、各字の正副会長を集めて正副会長会議を開催し、小学校３校の交流も兼ねてダンボールボート製作体験等の研修会を行っている。近年は児童数の減少に伴う子ども会活動の低迷や子ども会活動以外のクラブ活動優先の傾向がみられ課題となっている。継続的に子ども会活動を推進していく必要がある。

【有害環境対策に関する意識啓発の推進】

有害環境対策に関する意識啓発として、青少協が夏休み期間中やクリスマス等に深夜徘徊防止活動（夜間パトロール）を行っている。また、ＰＴＡ、小中高の職員、交番、教育委員会のメンバーを中心に村祭りの２日間と年末に夜間パトロールを実施している。過去に定期的な夜間パトロール（隔週の金曜日）を実施していたが、現在は実施していない。一定のニーズはあるため実施を検討しているが、人員の確保が難しく実施に至っていない。子どもの深夜徘徊防止、健全育成のため、夜間パトロールの実施体制を確立していく必要がある。有害図書対策については取り組んでいないが、今後、コンビニエンスストア等との連携による有害図書対策の実施を図っていく必要がある。

【施策の進捗状況】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施策名 | | | 進捗状況 |
| １.次世代の親の育成 | (１)思春期における保健・福祉体験学習事業 | | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| ２.学校における教育環境等の整備 | ア 確かな学力の向上 | | |
|  | (１)きめ細やかな学習指導の充実 | ① ２ ３ ４ ５ ６ |
| (２)地域の教材や人材の活用による学校教育の活性化 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| イ 豊かな心の育成 | | |
|  | (１)道徳教育の充実 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| (２)豊かな心を育むネットワークづくり | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| ウ 健やかな体の育成 | | |
|  | (１)学校におけるスポーツ環境の充実 | ① ２ ３ ４ ５ ６ |
| (２)健康教育の推進 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| エ 信頼される学校づくり | | |
|  | (１)安全で豊かな学校施設の整備 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| (２)地域に根ざした特色ある学校づくり | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| ３.家庭や地域の教育力の向上 | (１)青少年健全育成協議会活動の推進 | | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| (２)子ども会活動の推進 | | １ ２ ③ ４ ５ ６ |
| ４.子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | (１)有害環境対策に関する意識啓発の推進 | | １ ２ ③ ４ ５ ６ |

※ 進捗状況： ①予想以上に成果があった　　　　　　　　　　　　②計画通りに進んでいる

③取り組んだが、計画通りにすすんでいない部分もある　 ④取り組むことができなかった

⑤該当する事業がない　　　　　　　　　　　　　　⑥評価できない（実施したばかり等）

　第４節　子育てを支援する生活環境の整備及び子ども等の安全の確保

【村営住宅における多子世帯等の優先入居の促進】

村営住宅の入居については、多子世帯等の優先入居に取り組んではいないが、平成25年度に建設した仲宗根区では、全12戸中５世帯が多子世帯となっている。村営住宅自体、新規の建設や既存村営住宅の管理に限界があり、老朽化した村営住宅の維持管理費が増加傾向にある。今後は民間賃貸住宅の子育て世帯への家賃補助等、新しい施策も検討をしていく必要がある。

【交通安全対策特別交付金事業 ／ 交通安全指導 ／ 防犯灯の設置推進】

子どもを含む村民の安全確保のため、交通安全対策特別交付金事業を活用し防護柵や反射鏡の設置、区画線の整備を行っている。未だに危険な箇所があることから、今後も本事業を活用し交通安全の確保に取り組む必要がある。信号機の設置については、村独自の取り組みでは解決できないことから、本部警察署へ要請しながら学校付近で信号機が未設置な個所への信号機の設置を推進していく必要がある。防犯灯については、毎年度、各字からの要請を踏まえ村づくり交付金事業を活用し防犯灯の整備を行っている。防犯灯の設置数は年々増加しているが、なお整備が必要な箇所があることから補助金を活用しながら継続的に防犯灯の整備を行う必要がる。また、交通安全指導については、警察官による幼稚園・小学校での指導、交通安全週間での指導を継続的に実施し、交通安全意識の高揚を図る必要がある。

【太陽の家（子ども110番の家）】

児童等が気軽に駆け込み救助を求める緊急避難場所として事業所や商店等に設置を行っている「太陽の家（子ども110番の家）」については、後期行動計画時と変化はなく、指定箇所は38カ所となっている。学校側では「太陽の家」にステッカーを貼るなどして周知を図っている。また、最近は防犯運動である「ちゅらさん運動」と合わせて、教育委員会が主体となり各校区で安全マップが作られている。今後も、犯罪等から子どもを守るため「太陽の家」の周知や安全マップの活用に取り組む必要がある。

【施策の進捗状況】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施策名 | | 進捗状況 |
| １.良質な住宅の確保 | (１)村営住宅における多子世帯等の優先入居の促進 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| ２.安心して外出できる環境の整備 | (１)交通安全対策特別交付金事業 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| (２)交通安全指導 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| (３)公共施設等のバリアフリー化の促進 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| ３.安全で安心な地域づくりの推進 | (１)防犯灯の設置推進 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| ４.子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | (１)太陽の家（子ども110番の家） | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| (２)夜間パトロールの推進 | １ ２ ③ ４ ５ ６ |

※ 進捗状況： ①予想以上に成果があった　　　　　　　　　　　　②計画通りに進んでいる

③取り組んだが、計画通りにすすんでいない部分もある　 ④取り組むことができなかった

⑤該当する事業がない　　　　　　　　　　　　　　⑥評価できない（実施したばかり等）

　第５節　要保護児童へのきめ細やかな取組みの推進

【児童相談支援事業】

援助を要する児童とその保護者を把握した場合、適宜、要保護児童対策協議会を開催し（平成25年度５回開催）、保健センターや保育所、幼稚園、学校・民児協等の児童と深い関わりのある関係者が連携を密にした支援を行っている。要保護児童対策協議会の設置により一定の成果を上げているが、地域から孤立している家庭等は家庭状況が見えづらく介入も難しいため、支援が遅れるケースがある。支援を要する家庭を早期発見できるよう、児童相談窓口の更なる周知等を図る必要がある。

【母子・父子家庭等医療費助成事業】

ひとり親世帯の経済的負担軽減のため、母子・父子家庭医療費助成事業による医療費の一部補助を行っている。本事業については、村のホームページや役場窓口、村母子会等で周知を図っている。しかし、対象世帯と思われるが申請を行っていない世帯があり、その家庭へのアプローチが課題となっている。

【母子・寡婦貸付事業】

母子・寡婦を対象に事業開始（継続）資金や就学資金、技能取得資金等の貸付を行っており、村母子会等を通じて周知を図っている。平成26年10月には、父子家庭への貸付事業も開始される予定となっている。貸付を受けたいとの相談はあるが、「保証人が立てられない」や「返済能力不足」等で貸付までに至るケースは少ない。経済的に厳しい世帯に対しては、社協等との連携を図りながら支援方法を検討する必要がある。

【「今帰仁村障害者計画」と連携した障がい児対策】

平成24年4月の障害者自立支援法・児童福祉の一部改正に伴い、サービスを利用するすべての方に、サービス等利用計画を作成することになったが、北部においては、相談支援事業所の受入れが少なくサービスの利用に時間がかかることが課題となっている。また、発達の遅れが気になる子どもの早期発見、早期療育に繋がるよう、定期健診時に気になる子については、社協の「こどばの教室」を案内している。村内では全認可保育所（園）にて障がい児保育、社協にて児童デイサービスを実施しており、継続的に取り組む必要がある。

【施策の進捗状況】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施策名 | | 進捗状況 |
| １.児童虐待防止対策の推進 | (１)児童相談支援事業 | １ ２ ③ ４ ５ ６ |
| ２.母子家庭等の自立支援の推進 | (１)母子・父子家庭医療費助成事業 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| (２)母子・寡婦貸付事業 | １ ② ３ ４ ５ ６ |
| ３.障がい児対策の充実 | (１)「今帰仁村障害者計画」と連携した障がい児対策 | １ ② ３ ４ ５ ６ |

※ 進捗状況： ①予想以上に成果があった　　　　　　　　　　　　②計画通りに進んでいる

③取り組んだが、計画通りにすすんでいない部分もある　 ④取り組むことができなかった

⑤該当する事業がない　　　　　　　　　　　　　　⑥評価できない（実施したばかり等）

　第６節　今後の課題と展望

【出会いあっせん特別対策事業の検討】

平成26年３月に出会いの場を提供するため、村民を対象に青年会の協力も得ながら広く参加を呼び掛けた。しかし、村内の対象者に限定したため地域で顔が知れているという照れなどがあり参加者数が少なかった。平成26年度は意識改革からスタートするため、講演会を２回程度開催予定である。また、先進事例である長野県川上村等の取り組みを参考に、今後は支援体制の構築や対象者へのアプローチ方法等を検証し取り組んでいく必要がある。

【出産奨励特別対策事業の拡充】

出産を奨励するため「今帰仁村すこやか子育て支援金」として、１児出産につき５万円の支給を行っている。本村独自の支援事業であり、今後も継続的に支援していく必要がある。

【児童養育特別対策事業の検討】

親が入院した場合等の見舞金として、子ども１人あたりに３～５万円程度の一時給付金を支給する準備を進めており、平成27年度より開始予定となっている。

【教育奨励特別対策事業の検討】

優良な学生で経済的理由により就学が困難な子どもに対し、「今帰仁村育英会」の貸与を行っている。月額貸与額は高等学校で１万円以内、県内大学で２万円以内、県外大学で２万５千円以内となっている。毎年度５～６名が本育成資金を活用し就学に励んでおり、奨学生は平成26年度までに延べ40名程となっている。本育英会については、村ホームページを通じて周知を行っているが、奨学金制度を知らない保護者も多く今後は周知を拡充していく必要がある。また、財源が厳しい中、ふるさと納税等を活用して実施していく方法を検討する必要がある。村内の優秀な学生が経済的な理由で進学を断念することがないよう、今後も継続的に「今帰仁村育英会」による貸与を行っていく必要がある。

【施策の進捗状況】

第６節は、少子化対策として人口増加の乏しい本村において、地域の永続的な存続の観点から長期的に取り組む必要のある施策であり、次世代育成支援対策の長期的な視点から今後の検討課題として位置づけたもの。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施策名 | | 進捗状況 |
| 子どもの産み育てやすい地域環境の創造をめざして | ①出会いあっせん特別対策事業の検討 | １ ２ ３ ４ ５ ⑥ |
| ②結婚奨励特別対策事業の検討 | １ ２ ３ ４ ５ ⑥ |
| ③出産奨励特別対策事業の拡充 | １ ２ ３ ４ ５ ⑥ |
| ④児童養育特別対策事業の検討 | １ ２ ③ ４ ５ ６ |
| ⑤教育奨励特別対策事業の検討 | １ ② ３ ４ ５ ６ |

※ 進捗状況： ①予想以上に成果があった　　　　　　　　　　　　②計画通りに進んでいる

③取り組んだが、計画通りにすすんでいない部分もある　 ④取り組むことができなかった

⑤該当する事業がない　　　　　　　　　　　　　　⑥評価できない（実施したばかり等）